

3-4 情報収集及び管理システム

3-4-1 管轄当局の情報収集¹⁷⁰

デュッセルドルフ警察では、銃器使用許可証の申請者の適格性を審査するために、以下の関係省庁から情報を取り寄せている。

- 連邦中央情報登記局…過去の判決記録
- 申請者の居住地の警察署…申請者の日常生活での振舞いに関するヒアリング、逮捕、捜査に関する記録
- 検察…現在進行中の捜査に関する記録

信頼性に対する懸念の根拠となる事実関係の有無について、地元の警察派出所の意見を聴取する。地元の警察派出所は、信頼性検査の結果を含めて回答する。収集した個人に関するデータは、専ら武器法上の信頼性の審査の目的でしか使用してはならないとされている¹⁷¹。

3-4-2 連邦中央登録簿 (Bundszentralregister)

連邦中央登録簿 (Bundszentralregister) とは、有罪判決などの情報が記録されているデータバンクである¹⁷²。

(1) 記録される情報

違法行為者に関する情報は、10年間保管される。

- 全ての違法行為者
- 裁判所の判決を受けた者
- 問題を起こす疑いのある者
- 適性がないという情報がある者
- 債務不履行の者
- 試験で適性がないと判断された者
- 検事局が収集した情報 (未確認情報は対象外)
- 未成年者の犯罪データ (一定期間経過後非公開扱いとなるが、情報自体は削除されず、データベースに残る。)

所轄官庁の情報を閲覧する資格がある警察組織の有資格者は、ボンにある法務局の連邦中央情報登記局に必要な情報を請求できる。

¹⁷⁰ デュッセルドルフ警察ヒアリング

¹⁷¹ 個人の基本データには、犯罪、規則・秩序に反する行為の記録や、地元警察が、泥酔者、ストーカー行為、家庭内暴力行為を行った者の情報を記録している。これらの行為が犯罪のレベルに至らなくても、そのような行為がなされた情報があれば記録される。

¹⁷² デュッセルドルフ保険局ヒアリング

請求に基づいた回答（実物のコピー）

Bundesamt für Justiz

Bundesamt für Justiz, 53094 Bonn

Gesundheitsamt Düsseldorf Bonn, den 10.11.2008
Amc 53 Hausanschrift: Adenauerallee 99-103, 53113 Bonn
Herrn Löbau Telefon: 01888 410 40 (Zentrale)
40200 Düsseldorf 01888 410 5466 (Durchwahl)

Aktenzeichen:
U9999-0537802800-1011-8683253
-08215001-OB-SCA-MAH/-/-
(bei Rückfragen bitte angeben)

Führungszeugnis
zur Vorlage bei einer Behörde nach § 30 Abs. 5 BZRG
über
[REDACTED]

Geschäftsnummer: ./.
Verwendungszweck: 53/22-loeb

Angaben zur Person

Geburtsname : [REDACTED]

Familienname : ./.

Vorname(n) : [REDACTED]

Geburtsdatum : 20.05.1984

Geburtsort : Bergisch Gladbach

Staatsangehörigkeit : deutsch

Anschrift : Stuppheide 38
51503 Rösrath

Inhalt: 該当事項なし

Bitte prüfen Sie die Angaben zur Person, um Verwechslungen zu vermeiden. Offenkundige Fehler, auch im Hinblick auf den Inhalt des Führungszeugnisses sollten Sie mir unverzüglich - ggf. telefonisch - anzeigen, um eine sofortige Überprüfung zu ermöglichen. Dieses Führungszeugnis wurde mit Hilfe automatischer Einrichtungen erteilt und nicht unterschrieben.

氏名については、実名
であるため消去

3-4-3 ネガティブカタログ¹⁷³

申請者の適格性を判断する際に使用する、“ネガティブカタログ”と呼称される資料がある。ネガティブカタログには、許可証を発行してはならない人物が記載されている。

ネガティブカタログに記載されている者

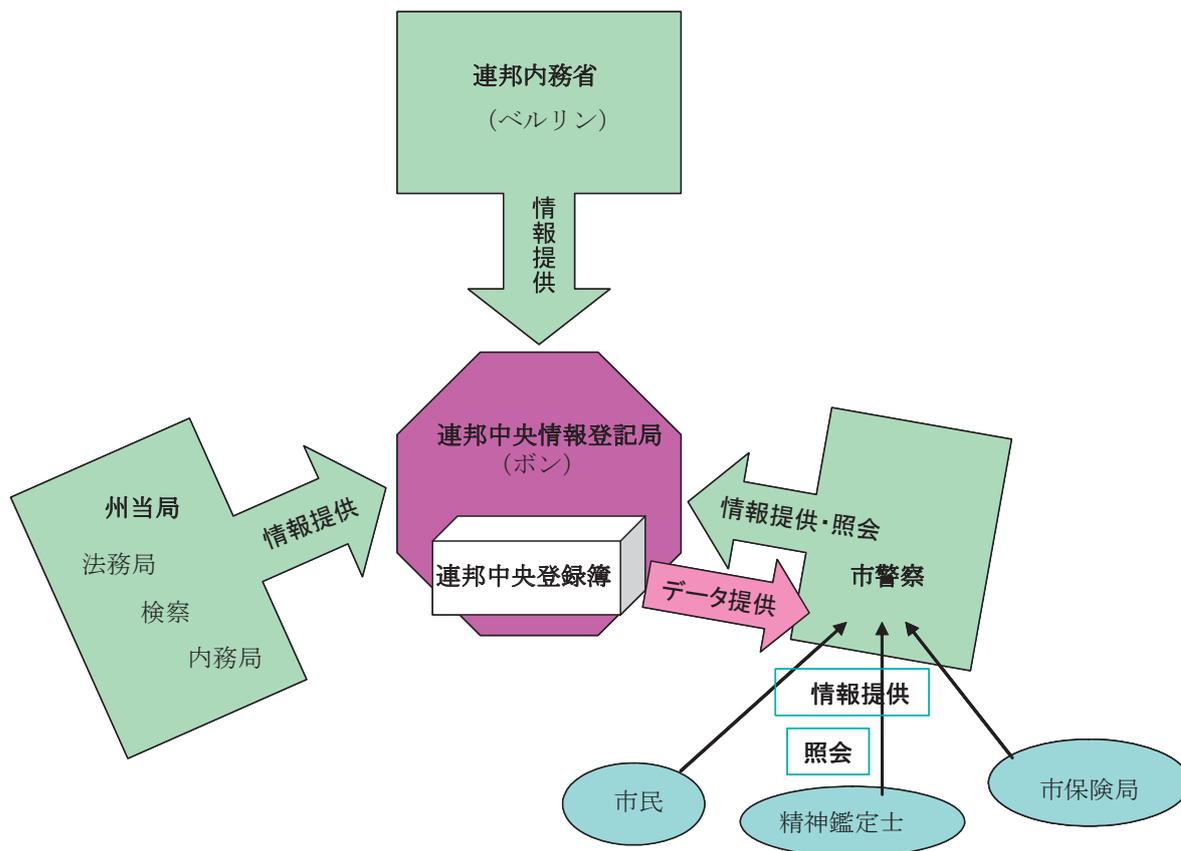
- 刑事事件で懲役1年以上の有罪判決を受けた者
- その他懲役1年以上の有罪判決を受けた者(過失による有罪判決は含まない。)
- 爆発物法違反を行った者
- 給与60日分に相当する金額の罰金を命じられた者
- 反社会的とされている組織に所属している者
- 憲法や民主主義に反する活動を行っている者

¹⁷³ デュッセルドルフ警察ヒアリング

3-4-4 情報共有と電子化¹⁷⁴

各行政機関は銃器の適切な管理のための情報共有を進め、関係機関相互の連携に努めている。個人の適性について審査する際は、連邦中央情報登記局に登録されている判決や検察による捜査記録を参照する。

連邦中央情報登記局への情報提供とデータ照会（イメージ図）¹⁷⁵



EU 規則により、2014 年までに行政情報の電子化が行われることとなり、現在ドイツでも銃器使用許可証の所持者に関する情報の電子化が進められている。但し、電子化の状況は州によって大きく異なり、ドイツ全土の情報を一括で管理するためのデータベース構築には、さらに時間を要する。2009 年にドイツ全土の情報の電子化について議論を行うワーキンググループが設置される予定である。

¹⁷⁴ ノルトラインウェストファーレン州内務省ヒアリング

¹⁷⁵ 連邦中央登録簿の犯罪等に関する情報は、連邦内務省、州の法務省・内務省・検察、及び警察の情報等から作成される。警察情報には、市保険局・精神鑑定士・市民から情報が集められたものである。銃器使用許可証が申請されると、所轄官庁は、連邦中央情報登記局の連邦中央登録簿にアクセスし、申請者が、欠格事由に該当するか否かを確認を行う。